建築士事務所廃業等届

建築士法第23条の7の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和　　年　　月　　日

指定事務所登録機関
一般社団法人　山口県建築士事務所協会　会長　様

〒　　―
届出義務者　住　所
（法人の場合は、法人名及び代表者名）
氏　名

届　出　の　事　由		1. 登録区分の変更　イ. 個人⇔法人　　ロ. 一級⇔二級⇔木造 2. 法人の合併による解散 3. 開設者の破産手続開始の決定 4. 法人の破産又は合併以外の事由による解散 5. 開設者の死亡 6. その他（理由　　）
建築士事務所	ふり　がな 名　　称	
	所　在　地	電話　　―　　―
	種　　別	1. 一級建築士事務所 2. 二級建築士事務所 3. 木造建築士事務所
現登録年月日及び番号		平成・令和　　年　　月　　日 山口県知事登録（　　）第　　号
届出事由の生じた日		平成・令和　　年　　月　　日
事務所と届出者の関係		1. 建築士事務所の開設者であった者（届出の事由1.6.の場合のみ） 2. 相続人（届出の事由5.の場合のみ） 3. 破産管財人（届出の事由3.の場合のみ） 4. 法人を代表する役員であった者（届出の事由2.の場合のみ） 5. 清算人（届出の事由4.の場合のみ）

注　　意
1　届出の事由、種別及び届出者の関係欄については、該当する項目の数字・記号に〇印を付けてください。